

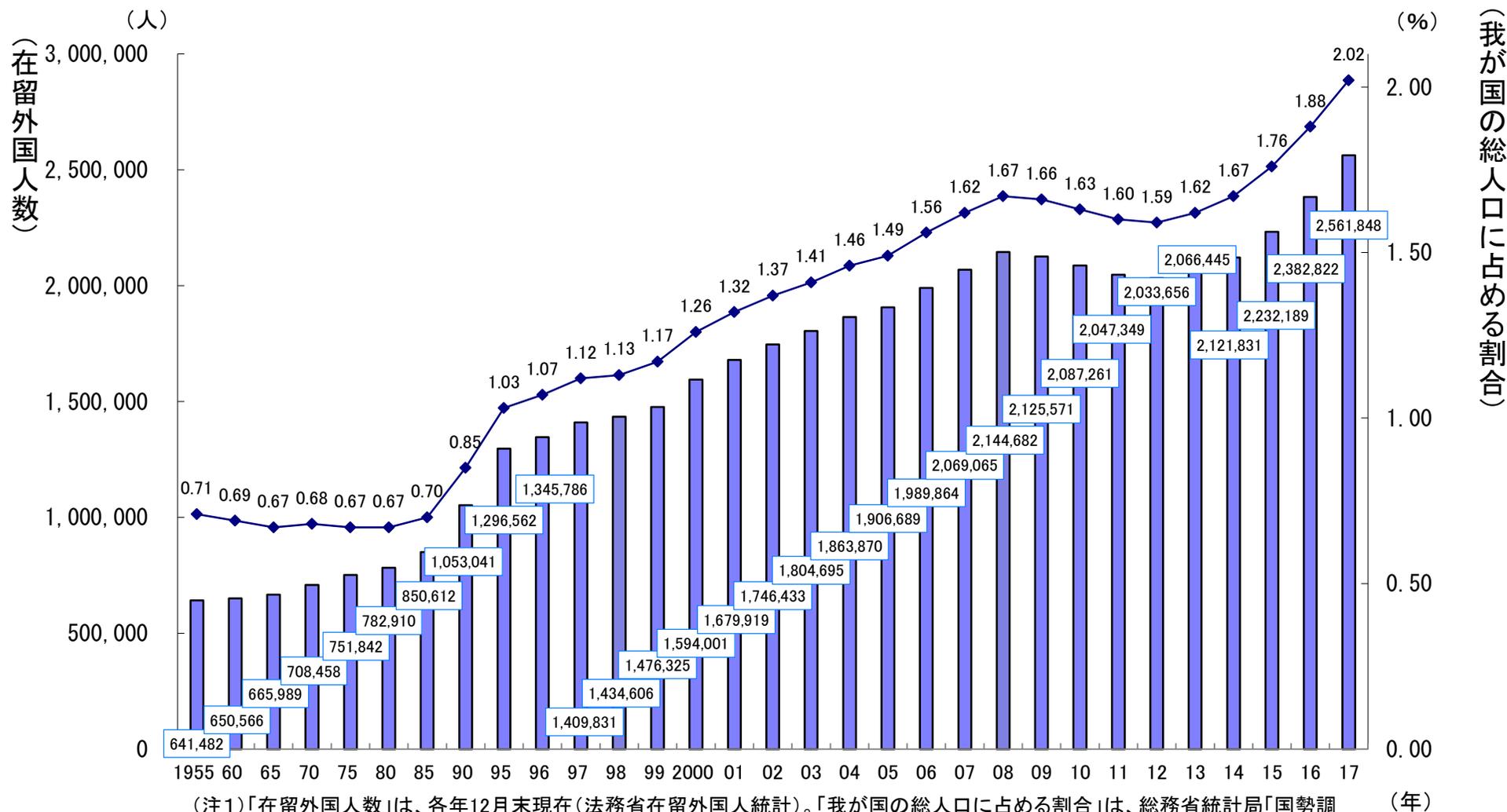


地方公共団体における国際交流について

令和元年7月5日(金)

在留外国人数の推移

○在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加していたが、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じ、その後再び増加傾向に。

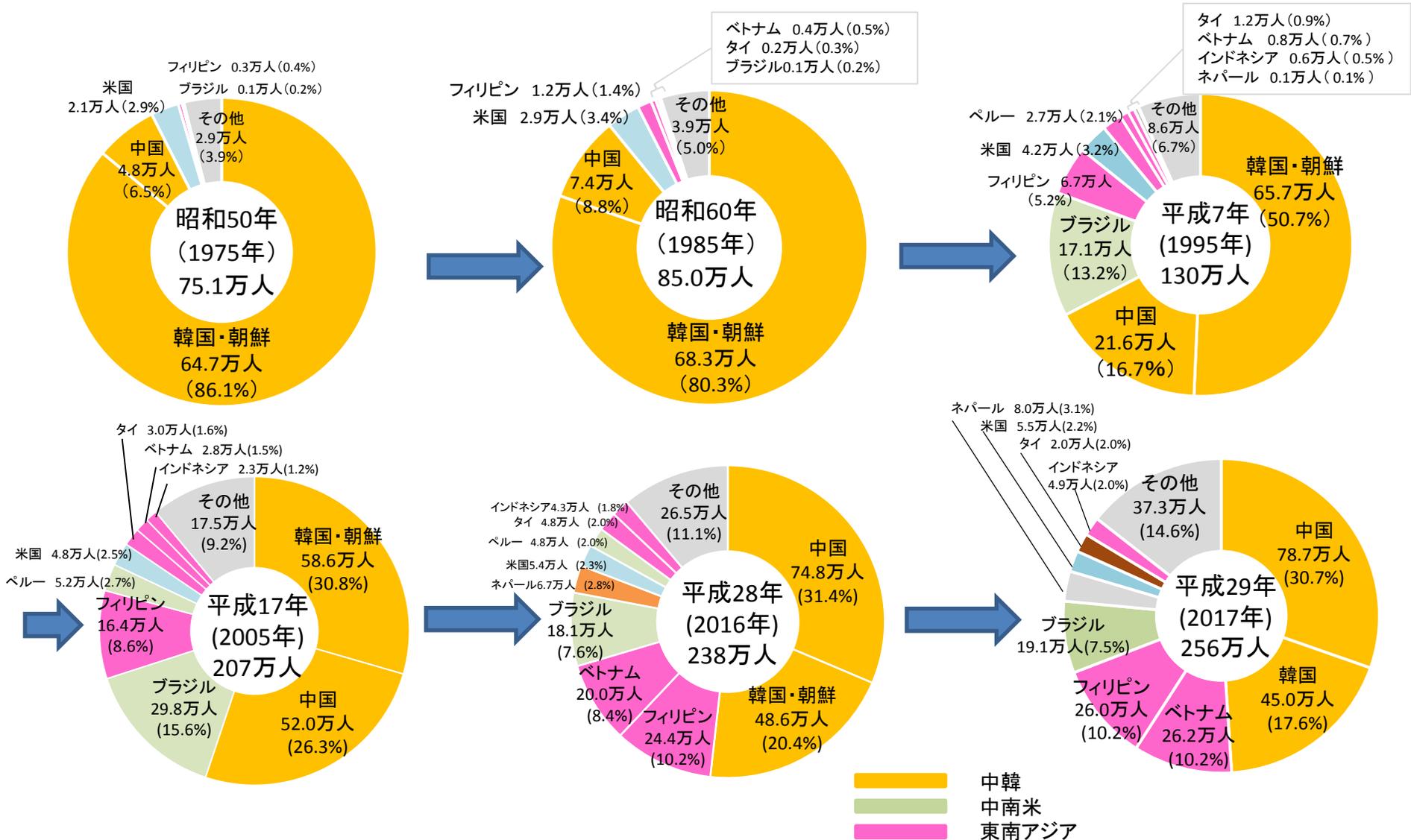


(注1)「在留外国人数」は、各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。

(注2)昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中长期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

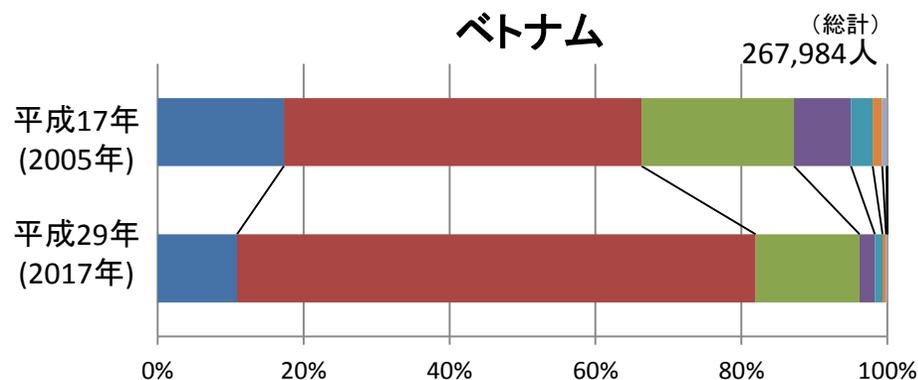
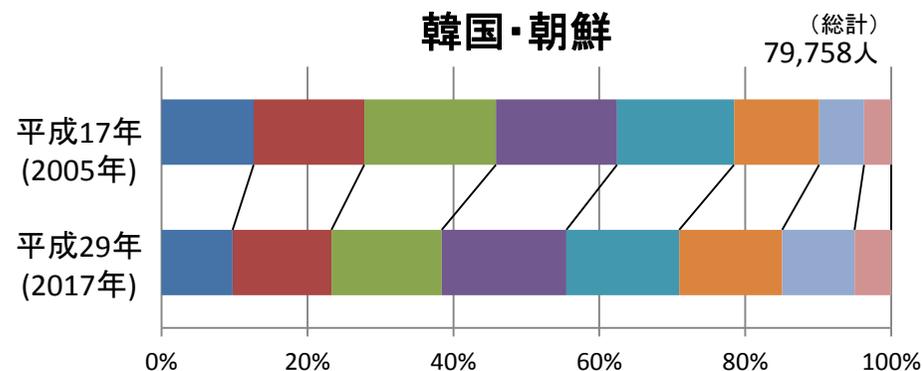
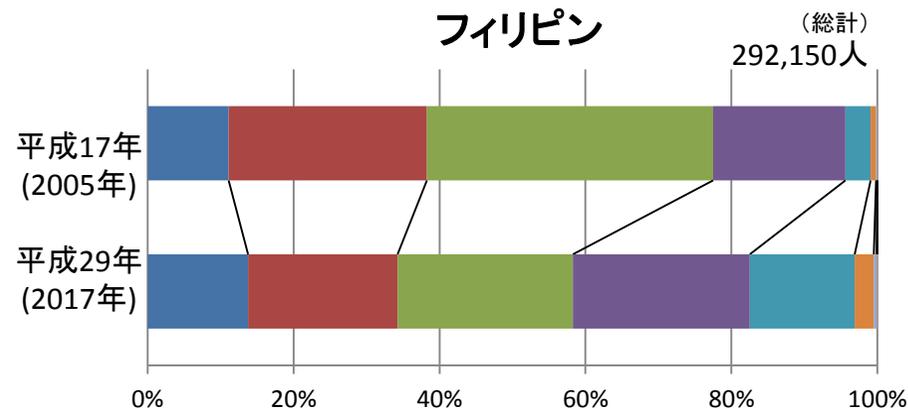
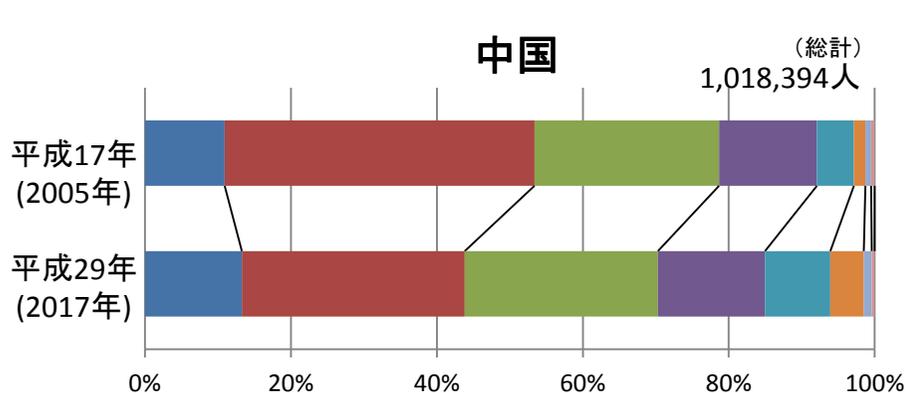
在留外国人の国・地域別内訳の変遷

○80年代までは中国・朝鮮が大半を占めていたが、90年代に入るとブラジルなどの中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピンなどの東南アジアが増えている。



主な国籍別 在留外国人の年齢構成

○韓国やフィリピンなどでは高齢化が進む一方、ベトナムは10代・20代が大半を占めている。



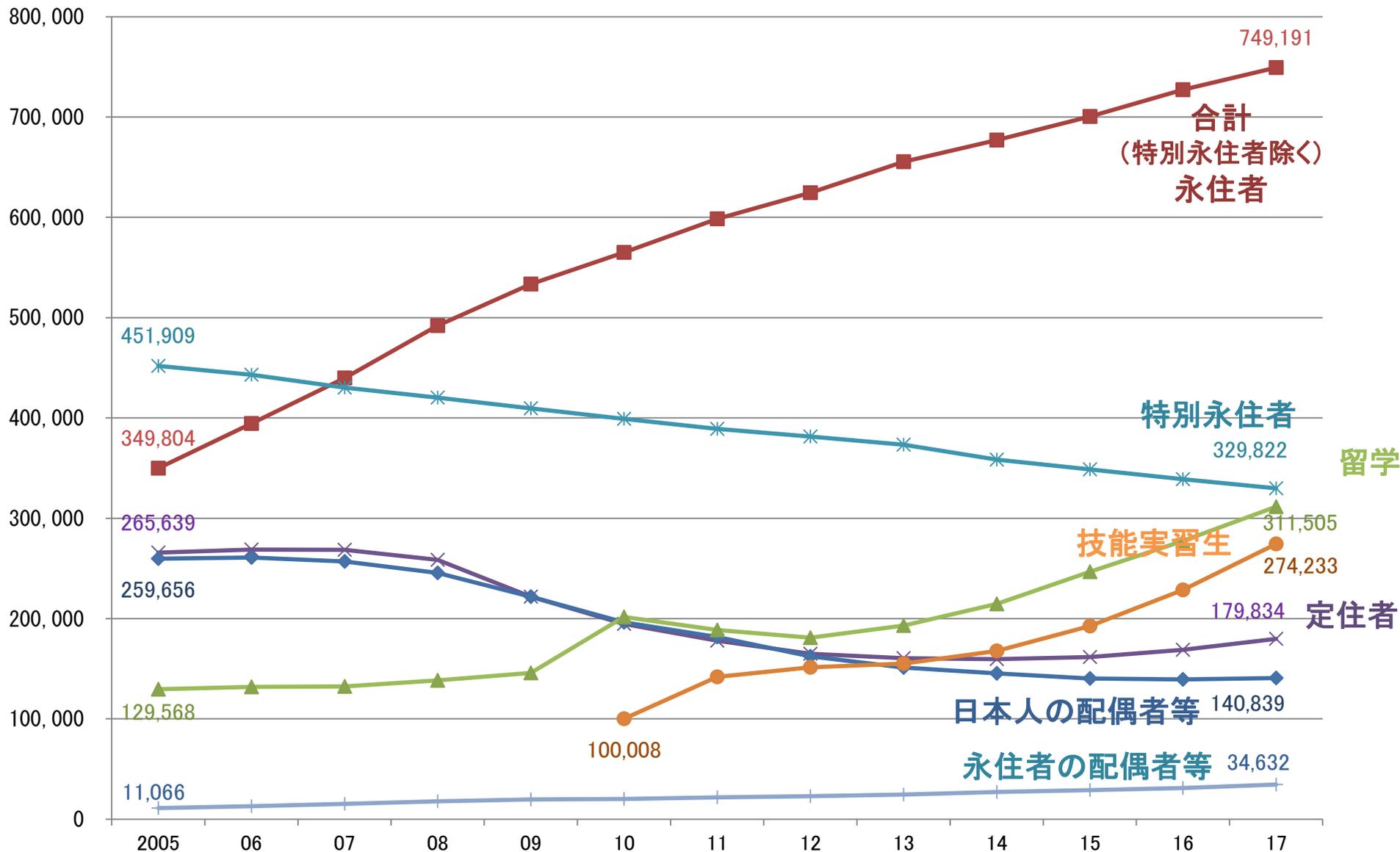
■ ~10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代~

(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数値。

(注2) 平成17年の総計には、外国人登録者数のうち、「中長期在留者」に該当し得ない在留資格(「短期滞在」等)をもって在留する者も含む。

(注3) 平成17年の「中国」は台湾を含むものであることから、比較上、平成29年についても同じ取扱とした。

永住者、特別永住者、定住者等の人数推移



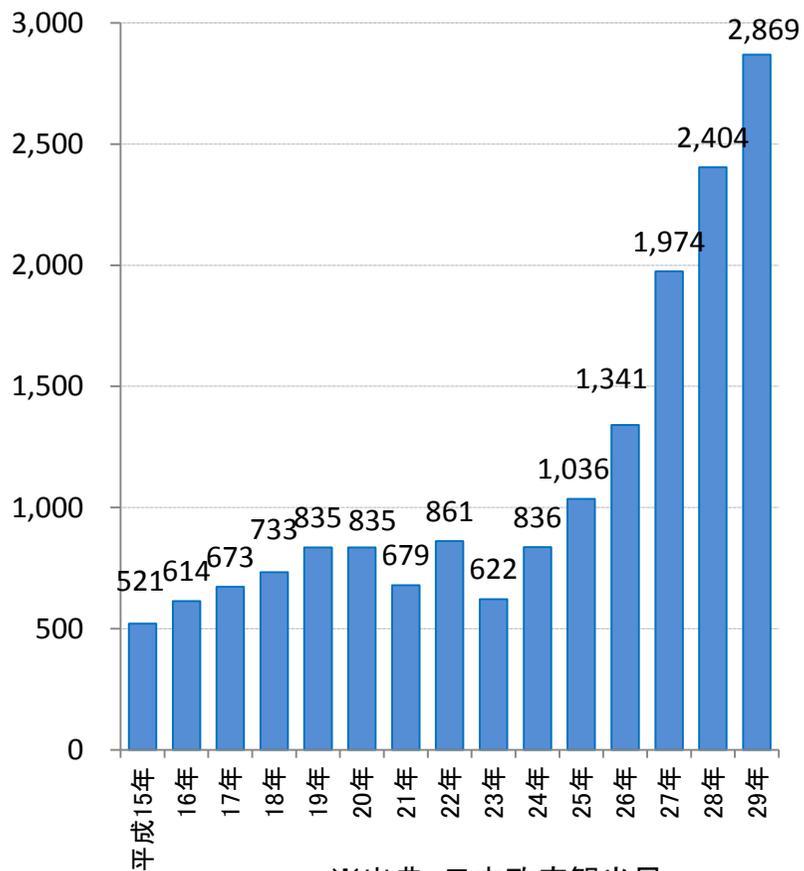
(注) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数値。

訪日外国人の状況変化

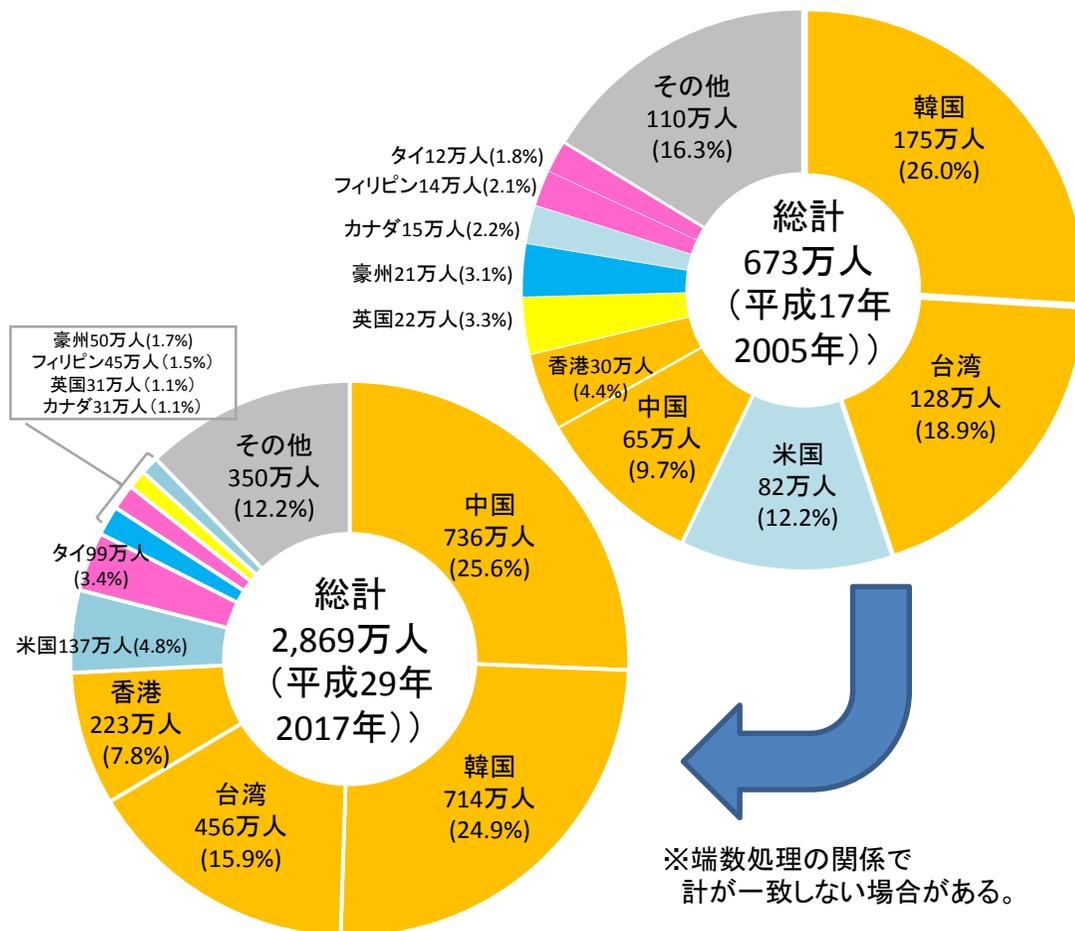
○平成15年(2003年)のビジット・ジャパン事業開始以来、官民を挙げての訪日外国人促進施策の取組を通じ、訪日外国人数は近年増加傾向。

○国・地域別の内訳では、東アジア及び東南アジアからの人数が大幅増。

◆ 訪日外国人数の推移



◆ 訪日外国人の国・地域別内訳



1. 地域における多文化共生について

趣旨

外国人登録者が200万人を超えたことを背景に、「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」を地域の国際化を推進する柱とし、各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため、策定したものを。

地方自治体の指針・計画において記述すべき施策

① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化

行政情報の多言語化、生活相談窓口の設置、通訳ボランティアの育成、情報提供の流通ルートの確保等

日本語および日本社会に関する学習の支援

オリエンテーション、日本語・日本社会の学習機会の提供等

② 生活支援

居住

多言語情報提供による居住支援、不動産業者への啓発等

教育

学習支援、不就学の子どもへの対応、進路指導・就職支援等

労働環境

ハローワーク・商工会議所等との連携による就業支援・就業環境の改善等

医療・保健・福祉

問診票の多言語表記、広域的な通訳派遣システムの構築等

防災

平常時の防災教育・訓練、緊急時の災害情報伝達、防災計画への位置付け等

③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発

日本人住民の意識啓発、交流イベント開催等

外国人住民の自立と社会参画

キーパーソンや外国人自助組織の育成等

多文化共生施策の推進体制の整備

地方自治体の体制整備

多文化共生所管課を中心として、分野ごとに所管省庁の施策を踏まえた各部局の施策の連携を図り、指針・計画を策定 【都道府県:96% 指定都市:100%】(平成30年4月1日現在)

地域における各主体の役割分担と連携・協働

地方自治体、国際交流協会、NPO等の役割分担の明確化と連携・協働

多文化共生に係る計画・指針の策定状況〔H30(2018).4.1時点〕

○ 地方自治体全体：約46%の団体が策定

・ 都道府県：約96%の団体が策定

・ 指定都市：100%の団体が策定

・ 市区町村(指定都市除く)：約44%、外国人集住都市：100%の団体が策定

回答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体	外国人集住都市
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	17(36%)	9(45%)	65(8%)	6(26%)	2(0%)	0(0%)	99(6%)	8(53%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	19(40%)	9(45%)	58(8%)	2(9%)	7(1%)	0(0%)	95(5%)	1(7%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9(19%)	2(10%)	397(51%)	10(43%)	188(25%)	23(13%)	629(35%)	6(40%)
策定している(計)	45(96%)	20(100%)	520(67%)	18(78%)	197(26%)	23(13%)	823(46%)	15(100%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	2(4%)	0(0%)	19(2%)	3(13%)	17(2%)	1(1%)	42(2%)	0(0%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0(0%)	0(0%)	232(30%)	2(9%)	530(71%)	159(87%)	923(52%)	0(0%)
策定していない(計)	2(4%)	0(0%)	251(33%)	5(22%)	547(74%)	160(87%)	965(54%)	0(0%)
総 計	47(100%)	20(100%)	771(100%)	23(100%)	744(100%)	183(100%)	1788(100%)	15(100%)
自治体数	47	20	771	23	744	183	1788	15

(注1)平成30年4月総務省自治行政局国際室による。(平成30年4月1日現在)

(注2)外国人集住都市：群馬県太田市・大泉町、長野県上田市・飯田市、岐阜県美濃加茂市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市・豊田市・小牧市、三重県津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市、岡山県総社市

多文化共生事例集の公表(平成29年3月)

背景

平成18年3月:総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(※)を策定し、地方自治体に通知
(※)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの
⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集
多文化共生推進プランから10年
共に拓く地域の未来

(1)コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- ・外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通訳を介した多言語対応を実施
- ・災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表 など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- ・地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- ・地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営 など

(2)生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- ・多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- ・入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- ・就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行う「プレスクール」の実施
- ・外国人の子どもへの不学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- ・外国籍親子の放課後の居場所づくり など

③ 労働環境(4事例)

- ・日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- ・介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援 など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- ・外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- ・多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供 など

⑤ 防災(6事例)

- ・外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- ・外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- ・災害時における外国人支援サポーターの相互派遣 など

(3)多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- ・外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- ・留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供 など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- ・外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施 など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- ・多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施 など

(4)地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- ・日本在住歴の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- ・外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信 など

② グローバル化への貢献(3事例)

- ・外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- ・地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献 など

多文化共生に関連する直近の国の方針

経済財政運営と改革の基本方針2019(抄) (「骨太の方針2019」) (令和元年6月21日閣議決定)

5. 重要課題への取組

(3) 外国人材の受入れとその環境整備

① 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進(抜粋)

新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」による外国人材(以下「特定技能外国人材」という。)を円滑かつ適正に受け入れる。特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地域差や分野ごとの特性等を踏まえた地方での就労を促進するための強力な対策を講ずるとともに、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進など、地方の受入れ環境整備を進める。悪質な仲介事業者の排除等を目的とした二国間の協力覚書の作成を推進するとともに、その実効性を確保する。あわせて海外における日本語教育基盤の充実を図る。

国際会議の開催を含め、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。地域における継続的な外国人材の受入促進のため、一定の要件を満たす所属機関等を対象に、本人に代わりオンラインで在留関係諸申請手続を行えるようにする。

② 共生社会実現のための環境整備

今後我が国に在留する外国人の増加を見据え、国民及び外国人の声を聴きつつ、外国人を適正に受け入れ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現するための施策を充実・強化する。具体的には、地方自治体等が運営する一元的相談窓口の整備促進、同相談窓口への法務省等の職員派遣等による支援の強化等を行う。関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方自治体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備し(外国人共生センター(仮称)の設置)、2020年度中に運用を開始する。司法分野や行政窓口等における多言語対応のための体制整備を図る。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019(抄) (令和元年6月21日閣議決定)

V. 各分野の施策推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(5) 多文化共生の地域づくり

【具体的な取組】

◎ 新たな在留資格の創設に伴う外国人材の地域への定着促進

・新たな在留資格が創設されたことを踏まえ、地方公共団体等が運営する一元的相談窓口の整備促進や、地方公共団体への法務省等の職員派遣等により、地方における受入環境整備を支援する。また、関係行政機関の相談窓口を集約し、外国人、外国人を支援する個人・団体等及び地方自治体の相談窓口がワンストップで正確な情報を入手可能な拠点を整備する。さらに、行政窓口等における多言語対応のための体制整備を図る。

◎ 外国人材の地域での更なる活躍等

・インバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務に従事し、地域の国際交流の幅広い分野で活躍するJETプログラム国際交流員(CIR)の一層の活用を促進する。

・地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「**多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)**」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「**生活・就労ガイドブック(仮)**」(11言語対応)の作成・普及
- **多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築**【8億円】と**多言語音声翻訳システムの利用促進**

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等**地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組**を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
- **地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援** } 【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、**運転免許学科試験等の多言語対応**
- 「**110番**」や**事件・事故等現場における多言語対応**
- **消費生活センター(「188番」)**、**法テラス**、**人権擁護機関**(8言語対応)、**生活困窮相談窓口等の多言語対応**

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け**実務対応マニュアル**、**外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及**(8言語対応)
- **外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進**

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- **金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備**、**多言語対応の推進**、**ガイドラインの整備**
- **携帯電話の契約時の多言語対応の推進**、**在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底**

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- **生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開**(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(**多言語ICT学習教材の開発・提供**、**放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用**・多言語化、全ての都道府県における**夜間中学**の設置促進等)
- **日本語教育の標準等の作成**(**日本版CEFR**(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- **日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備**

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための**告示基準の厳格化**(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- **日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け**
- **日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実**
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、**法務省における調査や外務省における査証審査に活用**

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- **日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援**【3億円】
- **地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備**(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(**研修指導者の養成**、**地方公共団体が実施する研修への指導者派遣**等による全国的な研修実施の促進)
- **地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保**【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- **大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等**
- **中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化**
- **文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等**【6億円】
- **留学生の就職率の公表の要請**、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する**奨学金の優先配分**、**介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実**【14億円】
- **業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進**
- **産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開**

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- **労働基準監督署・ハローワークの体制強化**、**外国人技能実習機構の体制強化**、「**労働条件相談ほっとライン**」の**多言語対応**(8言語対応)
- 「**外国人労働者相談コーナー**」「**外国人労働者向け相談ダイヤル**」における**多言語対応の推進**・**相談体制の拡充**

② 地域での安定した就労の支援

- **ハローワークにおける多言語対応の推進**(11言語対応)と**地域における再就職支援**
- **地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応**、**職業訓練の実施**

(7) 社会保険への加入促進等

- **法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進**
- **医療保険の適正な利用の確保**(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、**不適正事案対応等**)
- **納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備**

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- **二国間の政府間文書の作成**(9か国)とこれに基づく**情報共有の実施**
- **外務省(在外公館)**、**警察庁**、**法務省**、**厚生労働省**、**外国人技能実習機構**等の**関係機関の連携強化**による**悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化**
- **悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実**

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストを**CBT(Computer Based Testing)**により厳正に実施(9か国)
- **国際交流基金**等による**海外における日本語教育基盤強化**(現地教師育成、現地機関活動支援) } 【34億円】
- **在外公館**等による**情報発信の充実**

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- **受入企業**等による**在留資格手続のオンライン申請の開始**【12億円】
- **在留カード番号**等を活用した**申請手続の更なる負担軽減**、**標準処理期間(2週間～1か月)**の**励行**

(2) 在留管理基盤の強化

- **法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進**による**外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握**
- **業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築**、**公的統計の充実・活用**
- **出入国在留管理庁の創設**に伴う**出入国及び在留管理体制の強化**【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- **警察庁**、**法務省**、**外務省**等の**関係機関の連携強化**による**不法滞在者等の排除の徹底**【5億円】
- **技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析**、これを踏まえた**調査の徹底**、**実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化**、**平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応**

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について【主な施策】

〔令和元年6月18日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議〕

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進 (特定技能外国人の大都市圏等への集中防止策等)

- 就労を希望する外国人材と地域の企業とのマッチング支援（建設分野の特定技能試験実施法人における求人求職のあっせん等の実施（新規）、介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、地方公共団体とハローワークの連携による中小企業の受入支援（新規））
- 在留資格変更手続等における優遇措置の検討（新規）
- 地方創生推進交付金の活用促進のため、効果的に外国人を地域に定着させるための調査を実施、外国人受入施策に係る先導的事業を地方公共団体に周知して「横展開」
- 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援

共生社会実現のための受入れ環境整備

- 外国人の雇用促進等を効果的に支援するため、入管庁、法テラス、人権擁護機関、ハローワーク、査証相談窓口、JETRO等の関係部門を集約させた「外国人共生センター（仮称）」の設置（新規）
- 地方公共団体の一元的相談窓口に係る交付金の交付対象の見直しの検討、多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応の検討
- 国と地方公共団体との懸け橋となる受入環境調整担当官の体制整備
- 生活・就労ガイドブック、災害情報の14か国語対応の推進、「やさしい日本語」の活用（新規）
- 医療費不払等の経歴のある外国人の再入国拒否等により、医療機関の未収金の発生を抑制
- 感染症の蔓延防止のため、結核の入国前スクリーニングの適切な実施
- 運転免許試験、外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続に係る多言語化の要請（新規）
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（パンフレット作成等）、帰国時の口座解約の要請、口座売買等によって上陸拒否や国外退去となり得る旨の周知（新規）
- 地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICTを活用した日本語学習教材の開発
- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援の要請
- 全国調査による外国人の子供の就学状況の把握（新規）、地方公共団体と連携した就学促進
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化（14か国語）等による安全衛生教育の推進

留学生の在籍管理の徹底・技能実習制度の更なる適正化

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等について、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化、私学助成の減額等（新規）
- 専ら日本語教育を行う大学の留学生別科について、日本語教育機関と同様の基準を作成し、基準不適合の大学への留学生の受入れを認めない仕組みの構築（新規）
- 外国人技能実習機構の実地検査等のための能力の強化
- 技能実習生の失踪等を防止するため、報酬支払の口座振込みの義務付け等により、賃金に関する不正行為等の発生を抑制（新規）

留学生等の国内就職等の促進

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示改正の周知促進
- 留学生の多様性に応じた採用プロセス及び採用後の待遇の多様化を推進するためのベストップラクティスの構築・横展開
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知
- 調理又は製菓の専門学校を卒業した留学生が就職できる業務の幅の拡大

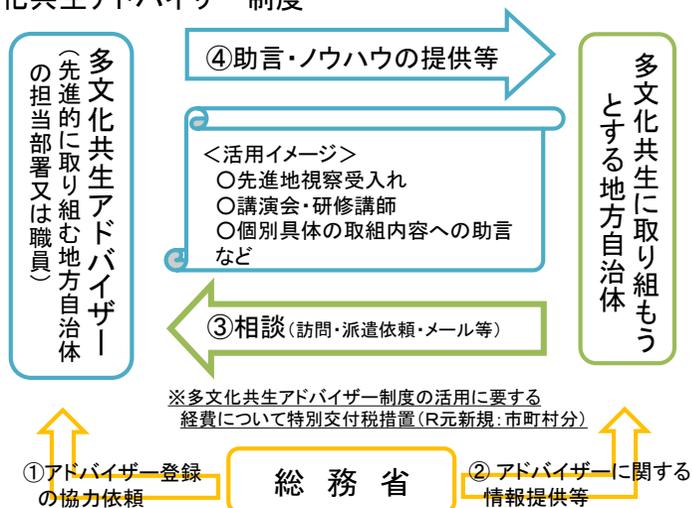
地域における多文化共生の取組状況等

- 在留外国人数は、約264万人(2018年6月末)と過去最高となっているとともに、多国籍化も進展している。
- 地方自治体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況は、2018年4月1日現在、都道府県・指定都市ではほぼ全ての団体に策定されている一方、市区町村では取組に濃淡がある(市区町村の策定割合は約44%)。
- 地方自治体へのアンケート調査の結果によると、重点的に取り組んでいる分野等として、多言語対応、教育・日本語学習支援、防災といった分野が多く挙げられた。また、先進的な取組の共有が期待されている分野も同様の傾向が示されるとともに、先進的な取組の共有に関するニーズの高さがうかがえた。

多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法

- 先進的な取組の共有に対する地方自治体のニーズは高く、先進的な地方自治体の取組事例を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速させていくことが求められている。
- 多文化共生に係る優良な取組の共有を促進していくため、新たな共有手法として、「多文化共生アドバイザー制度」の創設や「多文化共生地域会議」の開催に係る仕組みや運用方法等について検討。

(1) 多文化共生アドバイザー制度



<活用の流れ>

- ・総務省はアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供等を実施。
- ・活用を希望する地方自治体は、アドバイザー名簿を参考にして相談。
- ・総務省はアドバイザーの活用実績を地方自治体に共有し、活用促進を図る。

(2) 多文化共生地域会議

都道府県単位(地域ブロック単位等での開催も可)で開催

※多文化共生地域会議の開催に必要な経費について特別交付税措置(R元新規:市町村分)

市区町村 ↔ 市区町村

現状・課題・今後の方向性等の共有

都道府県

助言・サポート 情報共有

総務省

(有識者・多文化共生アドバイザー等を含む)

<開催形式>

- ・都道府県による開催(地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可)。
- ・本会議の開催を促進するため、総務省においても希望する都道府県との共催(年間5~6ヶ所程度)を行う。

<開催内容(イメージ)>

- ・国の施策・全国を取組状況等の紹介
- ・都道府県内の取組状況等の発表
- ・多文化共生アドバイザー等による講演、事例紹介
- ・グループ討議 等

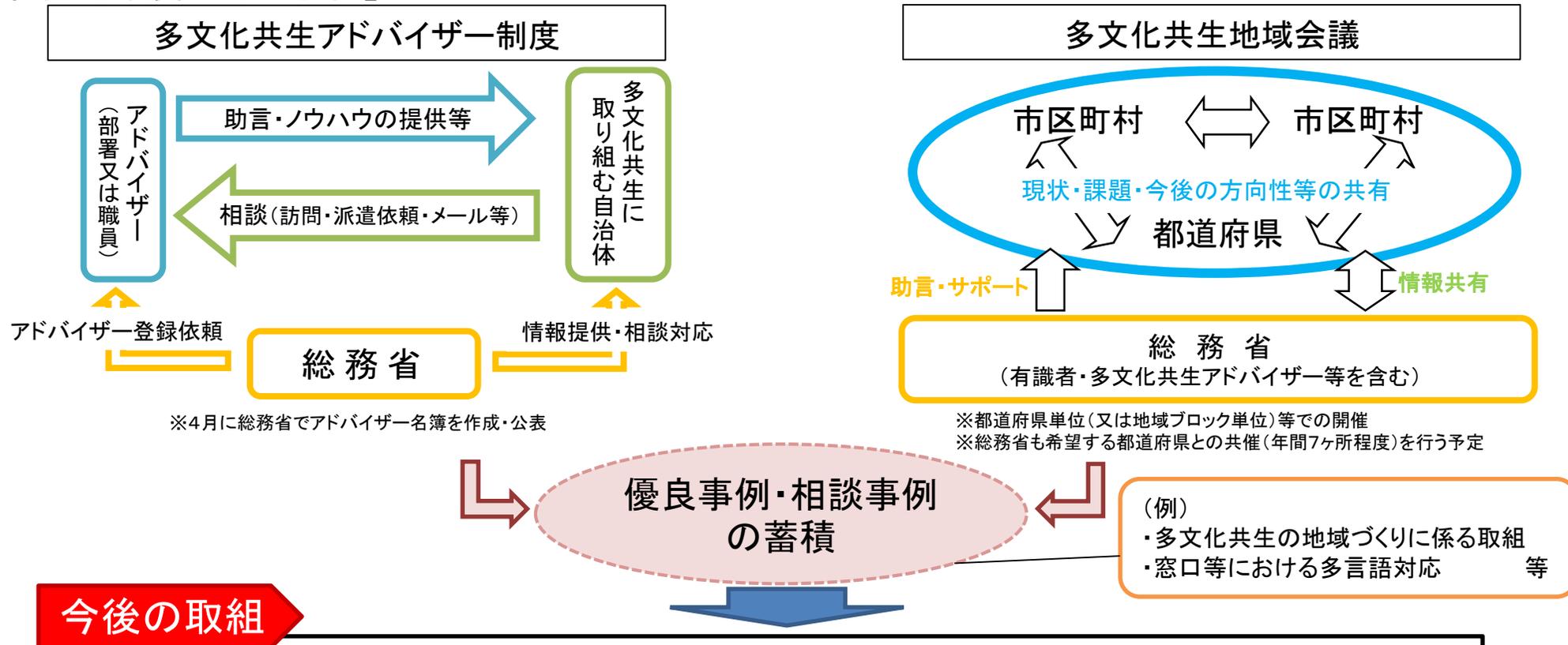
多文化共生の取組事例等

- 研究会の中で発表等された主な取組事例と、近年多文化共生の観点からも活用が広がっている「JETプログラムの活用」について紹介
 - (1) 地方自治体の窓口等における多言語対応
 - (2) 児童生徒の教育・日本語学習支援
 - (3) JETプログラムの活用

地域における多文化共生の推進に向けた更なる取組について

- 令和元年度から、先進的な地方自治体の取組を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速させていくため、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」の施策を実施。
- 今後、こうした取組により得られた地域における先進的な取組事例等を踏まえ、情報共有の更なる強化を図る。

【令和元年度からの取組】



多文化共生施策の更なる推進に係る新たな地財措置について

- 在留外国人の一層の増加が見込まれる中、多文化共生の推進は、地方公共団体にとって、ますます重要な課題。
- 総務省では、地方公共団体が多文化共生施策を推進していくに当たり生じる財政負担について、新たな地方財政措置を講じることとしている。

<新たな地方財政措置の創設>

措置項目	地財措置(R元～)
<p>(1) 一元的相談窓口の整備</p> <p>外国人受入環境整備交付金事業(法務省所管)の地方負担分</p> <p>【参考】(法務省)外国人受入環境整備交付金の措置概要 (R元当初予算額 10億円)</p> <p>対象団体: 都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村(特別区を含む。) ※全国約100か所 対象経費: 一元的相談窓口体制の維持・運営に要する経費 交 付 額: 必要経費の1/2(限度額1千万円)</p>	<p>(都道府県分)</p> <p>普通交付税措置</p> <p>(市町村分)</p> <p>特別交付税措置</p>
<p>(2) 行政情報・生活情報の多言語化の推進 (地方単独事業分)</p> <p>措置概要</p> <p>対象団体: 市町村(上記(1)の交付団体の交付金対象経費を除く。)</p> <p>対象経費: <u>通訳業務の委託費、翻訳機器(タブレット端末)の配備に要する経費、行政・生活情報の翻訳に要する経費 等</u></p>	<p>(市町村分)</p> <p>特別交付税措置</p>
<p>(3) 多文化共生アドバイザー制度・多文化共生地域会議への支援</p> <p>措置概要</p> <p>対象団体: 全市町村</p> <p>対象経費: <u>多文化共生アドバイザーの活用に必要な経費(旅費等)、多文化共生地域会議の開催に必要な経費 等</u></p>	<p>(市町村分)</p> <p>特別交付税措置</p>

災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修について

背景・経緯

- 2016年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(2016年12月)で、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(2017年度)において議論。
- 上記検討会での議論を踏まえ、2020年を目途に、まずは都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」を2018年度から実施。

2018年度研修概要

日程: 2019年2月21日(木)～22日(金) 場所: 総務省自治大学校

対象: 地方自治体、地域国際化協会、市区町村の国際交流協会の職員等で、以下のいずれかの要件を満たす者

- ・災害時に外国人支援にかかる対応を行った経験を有する者
- ・「災害時における外国人への支援セミナー」(全国市町村国際文化研修所(JIAM)・一般財団法人自治体国際化協会共催)を修了した者

受講経費: 無料(ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担)、参加者数: 57名

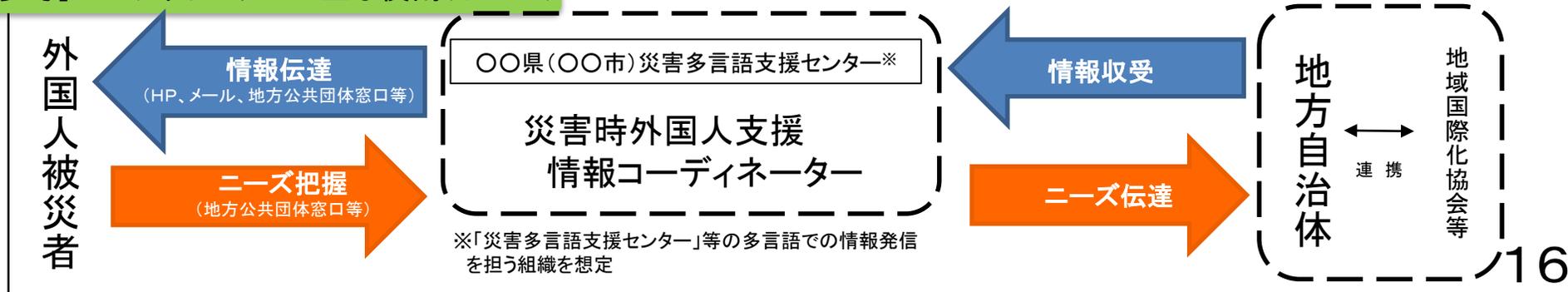
本年度のスケジュール

7～8月 都道府県に対し、受講者の推薦依頼

10月23～25日 全国市町村国際文化研修所(JIAM)において「災害時における外国人への支援セミナー」が開催

12月以降(未定) 「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」の実施

[参考]コーディネーターの主な役割(イメージ)

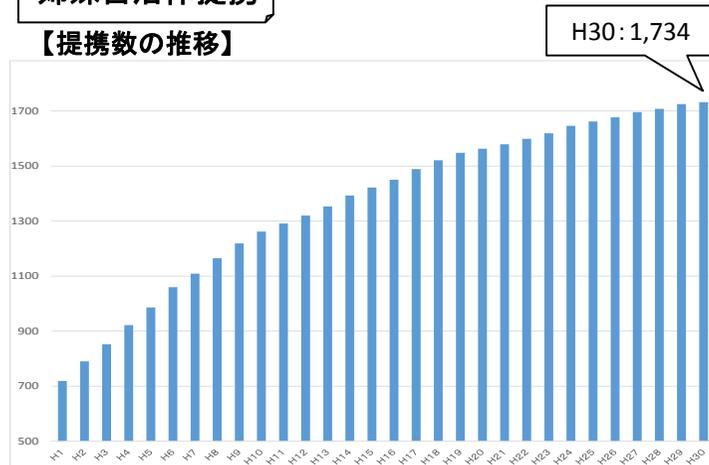


2. 自治体間交流等の推進について

自治体国際交流について

姉妹自治体提携

【提携数の推移】



【提携先の地域別内訳】

平成31年1月1日現在

地域	国・地域数	提携数	国名
北米	2	525	アメリカ・カナダ
うち アメリカとの提携数			454
中南米	9	80	ブラジル・メキシコ等
欧州	31	345	ドイツ・フランス・ロシア等
アジア	14	617	中国・韓国・フィリピン等
うち 中国との提携数			363
その他	11	167	オーストラリア・エジプト等
合計	67	1,734	

※「姉妹自治体」の定義(自治体国際化協会の調査対象)

- (1) 両首長による提携書があること
- (2) 交流分野が特定のものに限られていないこと
- (3) 交流するに当たって、何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから、議会の承認を得ていること

自治体国際交流総務大臣表彰

日本の自治体と海外の自治体の姉妹自治体提携等に基づく交流活動のうち、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体を表彰し、広く全国に紹介することによって、自治体国際交流の更なる活性化を図る。

【平成30年度総務大臣表彰受賞団体】

○立川・サンバーナディノ姉妹市委員会(東京都)

交流先: サンバーナディノ姉妹市委員会(アメリカ合衆国)

○新城市(愛知県)

交流先: ニューキャッスル・アライアンス加盟都市

○滋賀県

交流先: ミシガン州(アメリカ合衆国)



自治体職員協力交流事業

日本の地方自治体が海外の地方自治体等の職員を「協力交流研修員」として受入れ、研修員は日本の自治体が持つノウハウ、技術を習得。

【平成30年度受入実績】

- 来日研修員: 26名(10カ国)
- 受入れ自治体: 16団体
(7都道府県、3指定都市、9市)



(一財)自治体国際化協会による自治体の支援

- ①自治体の海外経済活動の支援
- ②多文化共生のまちづくりの支援
- ③JETプログラムの推進
- ④国際交流・国際協力活動の支援
- ⑤自治体向け情報の収集・分析・発信
- ⑥自治体のグローバル人材育成
- ⑦海外事務所による支援

【助成事業】

海外販路開拓支援事業、インバウンド支援事業、国際交流支援事業、自治体国際協力促進事業(モデル事業)、多文化共生のまちづくり促進事業

自治体国際交流表彰(総務大臣賞)について

(1) 事業の趣旨

日本と海外の姉妹自治体提携等に基づく交流活動のうち、創意と工夫に富んだ取組を行っている団体を表彰し広く全国に紹介することによって、自治体国際交流の更なる活性化を図り、地域の国際化に資することを目的とする。総務省と(一財)自治体国際化協会の共催。

平成18年度より表彰を始め、2019年度で13回目となる。

(2) 表彰選考の流れ

- ① 地方自治体等の国際交流活動について応募(自薦、他薦を含む)を受付
- ② 自治体国際化協会に、有識者等で構成する審査委員会を設置、応募団体について審査
- ③ 審査委員会での選考結果に基づき、総務省において表彰団体を決定し、総務大臣賞を授与

(3) 第13回 自治体国際交流表彰

○ 審査委員会における選考結果に基づき、以下の3団体に総務大臣賞を授与 ※詳細は別紙

- ① 滋賀県
- ② 新城市(愛知県)
- ③ 立川・サンバーナディノ姉妹市委員会(東京都)

○ 総務大臣表彰式:5/9(木)11:00~(於:鈴木副大臣室)

(注)第10回、第11回、第12回は副大臣が大臣の代理として表彰状を授与

日露地域間交流に関する状況

H25.4 安倍総理訪露

ロシア・プーチン大統領との首脳会談後の共同声明において、文化・人的交流、大学間交流、スポーツ交流等の様々な分野における交流を拡大することを表明

H25.8 「日露経済交流促進会議」を設置（現在は、「ロシア経済分野協力推進会議」に改組）

対露経済関係を拡大するため、民間企業と政府との連絡会議を設置

H28.5 安倍総理によるロシア非公式訪問（ソチ）

医療、エネルギー、人的交流（地域間交流を含む）等の8項目の「協カプラン」を提示

⇒ 「ロシア経済分野協力推進会議」（議長：野上内閣官房副長官）を設置（H28.9）

（関係省庁による8項目の「協カプラン」の具体化などについて協議）

〔 H29.4～ 総務省においてロシアとの自治体間交流の促進事業を開始 〕

H31.5 日露知事会議（モスクワ）

・日本側から8名の知事、ロシア側から19名の知事・首長が出席

日露姉妹都市状況

平成30年10月末現在

都道府県名	自治体名	州・省・県等名	提携自治体名	提携年	都道府県名	自治体名	州・省・県等名	提携自治体名	提携年			
1	北海道		サハリン州	1998	22	山形県	山形市	ブリヤート共和国	ウラン・ウデ	1991		
2	北海道	札幌市	ノボシビルスク州	ノボシビルスク	1990		23	酒田市	イルクーツク州	ジェレズノゴルスク・イリムスキー	1979	
3		函館市	サハリン州	ユジノサハリンスク	1997		24	村山市	サハ共和国	ヤクーツク	1992	
4			沿海地方	ウラジオストク	1992		25	庄内町	サハリン州	コルサコフ	1992	
5		小樽市	沿海地方	ナホトカ	1966	26	東京都		モスクワ市	1991		
6		旭川市	サハリン州	ユジノサハリンスク	1967	27	新潟県	新潟市	沿海地方	ウラジオストク	1991	
7		釧路市	サハリン州	ホルムスク	1975	28			ハバロフスク地方	ハバロフスク	1965	
8		北見市	サハリン州	ポロナイスク	1972	29		ユダヤ自治州	ビロビジャン市	1992		
9		留萌市	ブリヤート共和国	ウラン・ウデ	1972	30	加茂市	ハバロフスク地方	コムソモリスク・ナ・アムーレ市	1991		
10		稚内市	サハリン州	コルサコフ	1991	31	富山県		沿海地方	1992		
11			サハリン州	ネベリスク	1972	32	石川県		イルクーツク州	1991		
12			サハリン州	ユジノサハリンスク	2001	33	石川県	金沢市	イルクーツク州	イルクーツク	1967	
13			紋別市	サハリン州	コルサコフ	1991		34	七尾市	イルクーツク州	ブラーツク	1970
14			名寄市	サハリン州	ドリンスク	1991		35	能美市	イルクーツク州	シェレホフ	1976
15			根室市	サハリン州	セベロクリリスク	1994	36	福井県	敦賀市	沿海地方	ナホトカ	1982
16			石狩市	ハバロフスク地方	ワニノ	1993	37	京都府		レニングラード州	1994	
17			天塩町	サハリン州	トマリ	1992	38	京都府	舞鶴市	沿海地方	ナホトカ市	1961
18			猿払村	サハリン州	オジョールスキイ	1990	39	大阪府		沿海地方	1992	
19		青森県		ハバロフスク地方	1992	40	大阪府	大阪市	レニングラード州	サンクト・ペテルブルグ市	1979	
20	秋田県		沿海地方	2010	41	兵庫県		ハバロフスク地方	1969			
21	秋田県	秋田市	沿海地方	ウラジオストク	1992	42	兵庫県	洲本市	サンクト・ペテルブルグ市 クロンシュタット区	2001		
					43	鳥取県		沿海地方	2010			
					44	島根県		沿海地方	1991			
					45	広島県	広島市	ボルゴグラーズ州	ボルゴグラーズ	1972		
					46	山口県	長門市	クラスノダール地方	ソチ市	2018		

(1) 背景・事業の概要

- 日本とロシアの更なる関係強化を図るため、平成28年5月に安倍総理からプーチン大統領に提示した8項目の「協力プラン」に「人的交流の抜本的拡大」が掲げられ、その主な取組の一つとして「地域間交流」が位置づけられた。
また、同年12月には、両首脳が地域間交流の活性化等の成果を確認した上で、人的交流を両国関係の更なる発展につなげていくことで一致した。
- 官邸の「ロシア経済分野協力推進会議」(議長:野上官房副長官)にて、「協力プラン」の具体化などについて協議。
- このため、現在は極東地域を提携先の中心とする姉妹都市関係を含む「地域間交流」に関し、両国の自治体間交流における新規の交流開始や既存の交流拡大等の先進的取組を通じ、ロシア全土における交流深化を目指す調査を実施するもの(地方自治体に委託)。
※事業終了後も交流を継続・発展することが提案書から確認できることが要件

【対象事業】

- ・新規交流事業: 新たな自治体間交流の開始に係る現地での調整等及び交流イベント等を開催する事業
- ・交流拡大事業: 既に自治体間交流を行っているロシア自治体との間において、新たな観点から交流イベント等を開催する事業

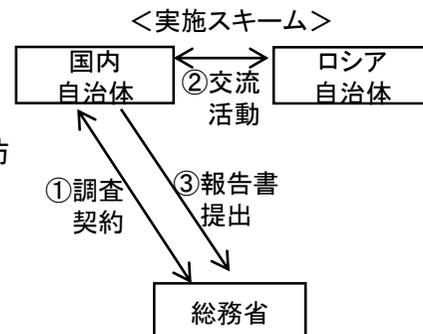
※「新規交流事業」と「交流拡大事業」は、原則として、自治体間交流に係る協定や覚書等の締結状況により判断

(2) 事業の詳細(原則として次のとおり)

- 新規交流事業: 上限5百万円
- 交流拡大事業: 上限3百万円
- 対象経費

- 交流開始に向けた調整等に係る現地訪問に要する経費(旅費、通訳費等)
- 交流イベント等の開催に要する経費(会場・備品費、広報費等)
- 通信運搬費、報告書作成費 等

※a は新規交流事業のみ対象



(3) 参考

- 日露間の姉妹都市交流の状況：
ロシアの極東地域を相手方とした交流が40件(ロシア全体では45件)
- 8項目の協力プラン：
①健康寿命の伸長、②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、③中小企業交流・協力の抜本的拡大、④エネルギー、⑤ロシアの産業多様化・生産性向上、⑥極東の産業振興・輸出基地化、⑦先端技術協力、⑧人的交流の抜本的拡大(地域間交流等)

令和元年度「ロシアとの自治体間交流の促進事業」実施予定事業

【新規交流事業(2事業)】

栃木県-カルーガ州

○カルーガ州政府訪問団を受け入れ、新たに教育・観光分野の交流を実施。

神奈川県横浜市-サンクトペテルブルク市

○両市政府が相互に訪問して、交流促進に向けたワーキンググループ協議を行い、文化・経済等の交流を開始。

【交流拡大事業(4事業)】

京都府-レニングラード州

○友好提携25周年を迎え、レニングラード州バレエ団を招聘しての文化交流、府内の職業技術訓練生等を同州に派遣しての職業技術交流を実施。

山口県-クラスノダール地方

○クラスノダール地方で同政府参加の旅行セミナーや、ソチ市主催の観光フォーラムに参加し、新たに観光分野での交流を実施。

大阪府大阪市-サンクトペテルブルク市

○姉妹都市40周年を迎え、サンクトペテルブルク市に代表団を派遣し、新たな分野での交流(環境分野、道路分野、学校交流)を実施。

山口県長門市-ソチ市

○ソチ市長を招致し、長門市の道の駅でのロシア物産展の開催。

(1) 背景

- 安倍総理による中南米諸国訪問(平成26年及び28年)を契機に、政府内で中南米地域との交流に向けた取組を推進
 - 官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」を設置(平成26年10月～、議長:野上内閣官房副長官)
 - 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」(外務省)において、日本と中南米日系社会との連携強化に向けた今後の具体的対応策等について提言(平成29年5月)

(2) 「未来投資戦略」、「骨太方針」

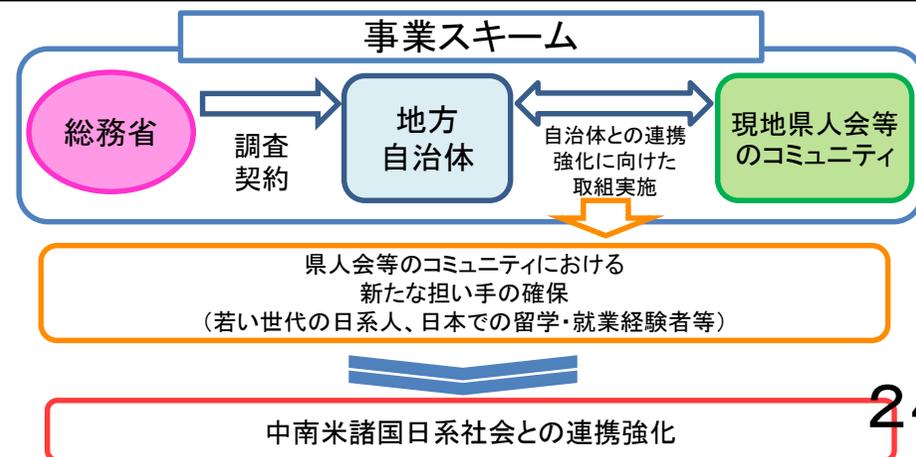
- 中南米諸国等の若手日系人の活力を、… 地方公共団体等とも連携し、日系社会とのネットワーク強化のための施策等を推進する。
 - ※「未来投資戦略2018—「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革—」(平成30年6月)
- 中南米等の日系社会との連携強化等に積極的に取り組む。
 - ※「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太方針:平成30年6月)

<課題>

県人会などの会員の高齢化・減少、日本語能力の低下、日本や「県」への帰属意識の低下
 ⇒近年、中南米諸国において活動する県人会などの自治体ゆかりのコミュニティは縮小傾向

(3) 事業の概要

- 中南米諸国における自治体ゆかりのコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や、留学・就業経験等により日本と関係のある現地人材との交流を強化・促進するための調査を、複数の地方自治体に委託して実施
- <事業内容>
- 日本の地方自治体による県人会等への加入促進に向けたイベントの開催や自治体への訪問・受入れ等の実施
- ※具体的な実施内容は提案募集により決定



東京大会に関連する施策の推進体制について

オリンピック・パラリンピック推進本部

本部長：総理大臣、副本部長：オリパラ担当大臣、官房長官

本部員：全ての国務大臣

事務：①基本方針の作成／②基本方針の実施推進／③大会準備運営の企画立案・総合調整

関係府省庁連絡会議

議長：内閣官房副長官（事務）

構成員：全府省庁事務次官 等

ホストタウン関係府省庁連絡会議

議長：オリパラ担当大臣

構成員：関係府省庁局長 等

幹事会

日本の食文化の発信に係る 関係省庁等連絡会議

議長：オリパラ担当大臣

議長代理：オリパラ事務局

副議長：農林水産省食料産業局長

構成員：関係省庁局長級、東京都局長級
組織委員会副事務総長 等

ユニバーサルデザイン 2020関係閣僚会議

議長：オリパラ担当大臣

副議長：内閣官房長官

構成員：担当大臣

幹事会

ホストタウン首長会議

座長：オリパラ担当大臣

構成員：関係府省庁局長
各ホストタウンの長 等

東京都との連絡協議会

主宰：内閣官房副長官（事務）

構成員：全府省庁事務次官、
東京都副知事 等

幹事会

東京2020に向けたアスリート・ 観客の暑さ対策に係る関係府省 庁等連絡会議

主宰：オリパラ事務局

構成員：関係府省庁審議官級、
東京都部長
組織委員会局長 等

出入国に関する関係省庁 等連絡会議

議長：オリパラ事務局

企画・推進統括官

副議長：オリパラ事務局

セキュリティ推進統括官

構成員：関係省庁課長
組織委員会局長 等

木材利用等に関するワーキング チーム

座長：オリパラ事務局企画・推進
統括官

構成員：関係省庁審議官 等

セキュリティ幹事会

座長：内閣危機管理監

構成員：関係省庁局長 等

刃等警備対策WT

サイバーセキュリティWT

文化を通じた機運醸成策に関 する関係府省庁等連絡・連携 会議

座長：オリパラ事務局

構成員：関係府省庁審議官級 等

受動喫煙防止対策強化 検討チーム

主宰：内閣官房副長官
（事務）

構成員：関係省庁局長 等

交通輸送円滑化推進会議

座長：オリパラ事務局

副座長：オリパラ事務局

企画・推進統括官、
セキュリティ推進統括官

構成員：関係省庁局長級、
東京都副知事、
経済団体 等

ホストタウンの推進

内閣官房資料

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、**全国の自治体と大会参加国・地域とが相互交流を図りながら、地域の活性化等を推進**する「ホストタウン」の取組を支援します。

■ホストタウン申請・登録の流れ（イメージ）

自治体

申請

内閣官房オリパラ事務局

確認

登録団体の決定・公表

相手国を選び、
交流計画を作成



【登録の要件】

住民等と次に掲げる者との交流等を行う計画があること
※計画が確実かつ大会後も実施される見込みがある場合に登録

大会等に参加するため
来日する選手等

相手国の関係者

日本人
オリンピック・パラリンピアン

【事前キャンプは必須要件ではない】



関係府省庁により、各種支援措置等を通じ、ホストタウンの取組みを支援

（支援措置の例）

- 日本人オリンピック・パラリンピアンや、相手国との調整を行う海外専門家の派遣を希望する自治体と関係機関との間を内閣官房が仲立ちし、交流の推進を支援
- 特別交付税
大会関係者との交流に要する経費などについて、一般財源の1/2を措置
- 地方債（地域活性化事業債）
事前合宿に活用する既存スポーツ施設の改修に要する経費を対象（充当率90%、交付税措置率30%）

■主なスケジュール

平成28年1月

第一次登録団体の公表（登録：44件）

～

平成31年4月

第十三次登録団体の公表（登録：13件）

→登録件数の合計323件（※1,2）（自治体数390、相手国・地域126）

※1 ホストタウン301件と復興ありがとうホストタウン22件の合計。

※2 総登録件数323件のうち、共生社会ホストタウンは13件

【担当】

内閣官房東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会推進本部事務局
ホストタウン担当
tel:03-3581-0163

東京オリンピック・パラリンピックに係る地財措置の考え方について

○ 地域交流等の取組に対する特別交付税措置

(対象団体)

内閣官房オリパラ事務局にホストタウンとして登録された団体

(対象事業)

住民等と大会関係者(大会参加選手、大会参加国等の関係者等)との交流又は当該交流に伴い行われる取組みであって、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものに要する経費

－ 競技体験イベントや講演会の開催経費、交流相手国の事前合宿に関する経費 等

(地方交付税措置)

対象経費の一般財源の50%を措置

○ ホストタウン自治体が行う施設改修に係る地方債措置

(対象団体)

以下のいずれも満たす団体

- ・ 内閣官房オリパラ事務局にホストタウンとして登録された団体
- ・ 公共施設等総合管理計画策定団体

(対象事業)

・ 事前合宿に活用する既存のスポーツ施設を各競技の国際競技連盟(IF)基準に適合させるための改修事業(新設は対象外)

－ グラウンドの芝生化、夜間照明施設の設置、更衣室の整備 等(収益施設は対象外)

(地方債措置)

地域の経済循環の創造に資する事業等、地域の活性化のために必要となる基盤整備事業などに対し、地方債(充当率:90%、交付税措置率:30%)を措置。

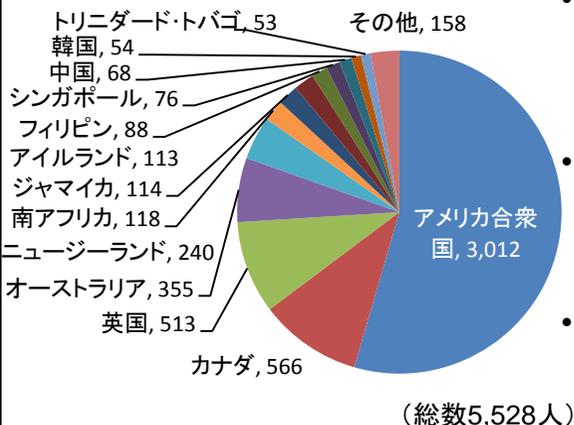
3. JETプログラムの活用について

J E Tプログラムについて “The Japan Exchange and Teaching Programme”

JETプログラム：外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム
 ⇒令和元年で**設立33年**：累計で世界73か国から約68,570人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**
 ⇒**小学校での英語教育早期化やオリンピック・パラリンピック向けの国際交流（ホストタウン等）などに有為な人材を供給**

(1) 平成30年度の状況

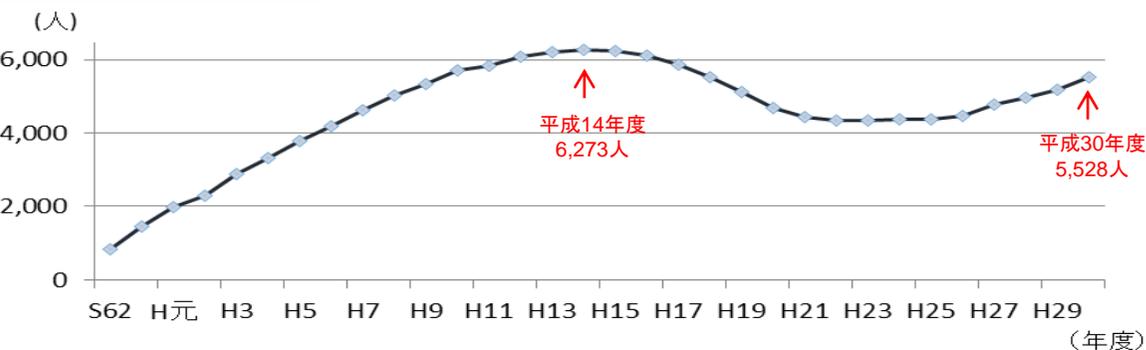
◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- ALT (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手)** : 5,044人
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- CIR (Coordinator for International Relations: 国際交流員)** : 472人
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- SEA (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員)** : 12人
 ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

◆ 招致人数の推移



※平成30年度招致人数は、「平成30年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数(H30.7.1時点)

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額はH30年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、普通交付税措置※1**
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億4千万円(JETプログラムコーディネーター※2に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置**
 (算定：地方単独事業で一人上限590万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費（報酬・旅費など）について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置※1**
 (標準団体(人口10万人)の場合、118万円+JET参加者数×472万円)※1
- JETプログラムコーディネーター※2に係る経費について、特別交付税措置**
 (算定：地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※1 R元年度より、JET参加者の任用に要する経費(一人当たり)に係る普通交付税措置額(590万円)について602万円に増額。

※2 プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。

<業務内容例>

- ・JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- ・緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- ・JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、近年では、**インバウンド対策**や**海外販路開拓**、**多文化共生等**の業務に従事するなど、地域の国際交流の幅広い分野で活躍(平成30年度:257自治体等が任用、39か国、472人)
- ・「主に国際経済交流分野で外国人材を活用したい地方公共団体」と「その分野の業務に関心がある応募者」とのマッチングに配慮したあっせん対応を今年度から開始するなど、**インバウンドや海外販路開拓等に従事するCIRの活用を促進**



外国人観光客を案内するフランス人CIR
(群馬県富岡市)

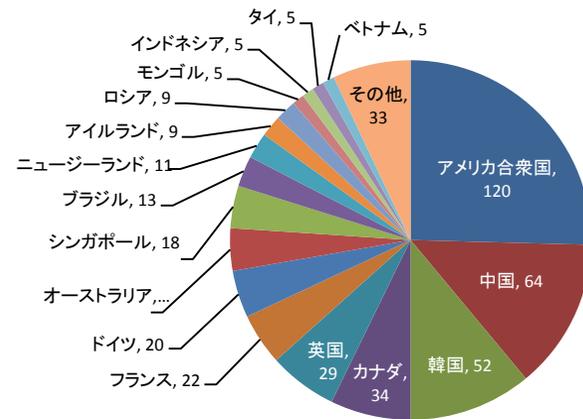


海外の旅行会社との商談会に臨むカナダ人CIR
(兵庫県豊岡市)



窓口で外国人住民へ説明するアメリカ人CIR
(広島県福山市)

<JET-CIRの国別参加状況(H30)>



SEA(スポーツ国際交流員)について

- ・スポーツを通じた国際交流活動に従事するSEAについて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係るホストタウン事業での活用を促進
(平成30年度:秋田県-フィジー(ラグビー)、山形県長井市-タンザニア(陸上)、滋賀県米原市-ニュージーランド(フィールドホッケー)、京都府京丹波町-ニュージーランド(フィールドホッケー)、佐賀県-フィジー(ラグビー)、大分県-ニュージーランド(フィールドホッケー))

ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の外国語活動や外国語科の授業等で活躍(平成30年度:993自治体等が任用、30か国、5,044人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は平成32年度より、中学校は平成33年度より全面实施。高等学校は平成34年度より年次進行で実施。)を踏まえ、JET-ALTの更なる活用を促進

JET地域国際化塾

(1) 第4回JET地域国際化塾

- 開催場所 宮崎県
- 開催日 令和元年10月9日(水)～11日(金)(予定)

(2) JET地域国際化塾について

【趣旨】

- 地域で生活するJET青年と、自治体・地域おこし関係者との出会い・交流の場である「JET地域国際化塾」を開催
 - JET青年:地域の国際化に一層貢献 + 地域おこし関係者の想いを理解・共有 + より強い「日本のサポーター」へ
 - 自治体・地域おこし関係者:JET青年からの新たな視点を通じた、グローバルな視点を持った地域活性化に応用

【概要】

- 参加者:100名程度
 - 年に1回、地域ブロック(6ブロック程度)で持ち回り開催
 - JETプログラム参加者:開催県中心、他県の代表・JET-OB含む
 - 自治体・地域おこし関係者:国際・地域振興部局、学者、NPO法人 等

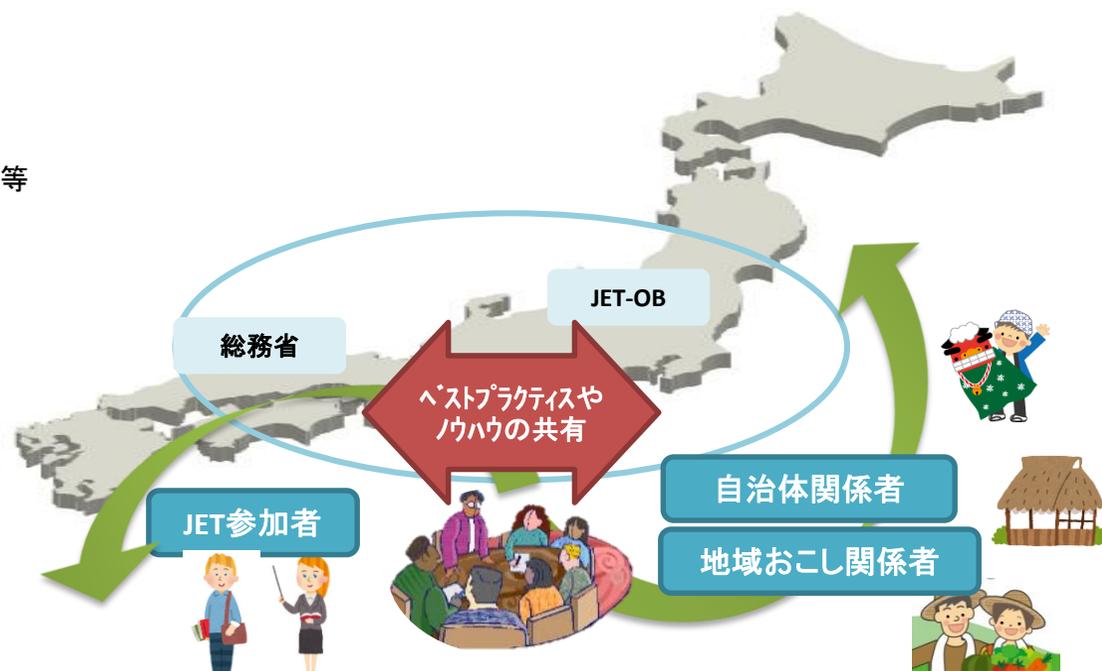
【実施内容】

- JET青年と地域おこし関係者とのワークショップ
(ベストプラクティスや日本の地域おこしの手法の共有)
- 具体的な事例の視察・体験
- 参加したJET青年による成果発表

- ・全国のJET参加者ネットワークでも成果を共有
- ・JET参加者の地域への愛着心・日本理解の深化
- ・外国人の視点を踏まえた多様な地域振興の実現

【開催実績】

- H27石川県(東海・北陸ブロック)、H29茨城県(関東ブロック)、H30青森県(北海道、東北ブロック)



学習指導要領の改訂と外国語指導助手（ALT）の活用

(Assistant Language Teacher)

・学習指導要領が改訂され、小学生の英語教育が強化 ⇒市町村における計画的なJET-ALTの増員・新規導入を促進

◆ 新学習指導要領(外国語) <平成29年改訂、平成30・31年(令和元年)度移行期間、令和2年度全面実施 >

	現在		令和2年度
・小学校5・6年生	外国語活動 50時間	⇒	外国語(教科)70時間(週2コマ) <倍増>
・小学校3・4年生	外国語活動 15時間	⇒	外国語活動 35時間(週1コマ) <新規>

授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーや英語が堪能な地域人材などの協力を得る等、指導体制の充実を図るとともに、指導方法の工夫を行うこと。(新学習指導要領(抜粋))



群馬県
みなかみ町



和歌山県
広川町

J E T - A L T に期待される役割・業務 (メリット)

- ① ネイティブならではの授業のサポート
- ② 学校活動への参加を通じた子供たちの国際感覚の養成
- ③ 地域社会との顔の見える関わりも

授業以外でも様々な
場面で活躍

さまざまな国からの外国語指導助手（ALT）の配置

・JETプログラムでは、世界の多様性を児童・生徒や地域の方々が実感できる機会をつくるため、英語の外国語指導助手（ALT）を12か国から招致

2017年度英語圏12か国のALTの人数

	全国	福山市
①アメリカ合衆国(1987)	2,889	6
②英国(1987)	484	2
③オーストラリア連邦(1987)	337	2
④ニュージーランド(1987)	226	1
⑤カナダ(1988)	532	1
⑥アイルランド(1988)	104	1
⑦南アフリカ共和国(1997)	118	1
⑧シンガポール共和国(1999)	58	1
⑨ジャマイカ(2000)	114	1
⑩バルバドス(2002)	11	1
⑪トリニダード・トバゴ共和国(2004)	46	1
⑫フィリピン共和国(2014)	87	2
合計	4,975	20

* ()内は招致開始年度

* 要望をいただければ、これら12か国以外の国からも招致できます。(例:富山県砺波市(チューリップの有名なオランダから))

●広島県福山市

・令和元年(2019年)7月現在、20人のJET-ALTを任用。
・平成29年度(2017年度)に9人増員するのにあわせ、12か国すべてからの招致を最優先にしたいとの要望をいただき、実現。



2017年度から福山市で任用された9か国9人のJET-ALT

外国人観光客誘致（インバウンド）における国際交流員(CIR)の活用

(Coordinator for International Relations)

- ・近年増加している外国人観光客の誘致においてもCIRが活躍
- ・外国人の視点から各地域の観光資源の発掘し、効果的に地域の魅力をPR

● 島根県邑南町(おおなんちょう)

- ・SNS(フェイスブック、インスタグラム)を使った英語による情報発信
- ・外国人観光客が町内のイベントに参加するツアーの支援
- ・農家民泊の体験メニューの開発の支援
- ・町民向け英会話教室の実施(簡単な観光案内ができるように)



中国からの留学生(左)に
神楽体験を案内するアメリカからの国際交流員(右)



フェイスブックを使った
神楽に関する情報発信

オリ・パラ等をきっかけとした国際交流員（CIR）の活用

● 京都府大山崎町（ホストタウン相手国：スイス）

- ・スイスのフェンシングクラブとの連絡、訪問の日程調整
- ・大山崎町スイスフェア(ホストタウン事業)でイベント実施、スイス文化の紹介
- ・国際理解講座の開催
- ・町広報誌の記事作成と記念誌の外国語への翻訳



「大山崎町スイスフェア2017」におけるスイスの紹介
（左から2人目がスイスからの国際交流員）

大山崎町ホストタウン事業
町制施行50周年記念事業

9月24日(日)
午後1時～4時
会場=天王山夢たる公園

大山崎町スイスフェア2017
～アルプホルンとヨーデルの会～

リザ・シュトルさん

来日中のスイス人アルプホルン奏者
リザ・シュトルさん

【主なイベント内容】

- ★スイスの伝統音楽の演奏
リザ・シュトルさん(アルプホルン奏者)
伊藤 啓子さん(ヨーデル歌手)ほか
- ★ホストタウン事業の紹介
- ★スイスの輸入産物や菓子などの販売
- ★スイス料理ラクレットの美観販売
- ★皆さんで楽しむ「スイス・クイズ!」
(記念品をプレゼント!)

入場=無料

スイス伝統の焼き菓子
スイスの輸入産物や菓子
伝統料理の美観販売

後援 在日スイス大使館、京都府
主催 大山崎町教育委員会・大山崎町

スポーツ国際交流員(SEA)の活用

(Sports Exchange Advisor)

主に地方公共団体に配属され、特定種目のスポーツ専門家として、スポーツトレーニング方法やスポーツ関連事業の立案の補助などを通じて、国際交流活動に従事します。

(R元.7現在 11自治体12人)



長崎県大村城南高校 (ボート)



長崎県大村城南高校 (ボート)



長崎県大村城南高校 (ボート)



北海道東川町 (サッカー)



北海道東川町 (サッカー)



北海道東川町 (スキー)